

令和2年度 第2回守口市都市計画審議会議事録

日時： 令和2年11月26日（水） 午前10時から

場所： 守口市役所6階 教育委員会会議室

議題： (1)会長代理の選出について

(2)付議第48号

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（守口市決定）について

(3)報告 都市計画マスタープラン改定について

出席委員： 岡山敏哉、池嶋一夫、池邨行弘、小鍛冶宗近、杉岡佐緒理、坂元正幸、
嶋田英史、江端将哲、高島賢、富田安夫、西口誠一、平井治、福本健一
(計13名)

事務局	<p>それでは、都市計画審議会の定刻となりましたので、初めに事務局より報告させていただきます。</p> <p>本審議会の会議録の作成の都合上、会議の音声を録音いたします。また、発言前に挙手をいただき、会長、または会長代理の指名により発言するという形で進めていただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、始めるに当たり、会長につきましては、本年8月31日までの任期でございましたので、江端会長代理により議事の進行をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、江端会長代理、議事進行をよろしく願いいたします。</p>
江端会長代理	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>本審議会の会長代理を務めております江端でございます、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>初めに、定足数について報告いたします。</p> <p>本日、定足数13名に対しまして、委員13名全員がご出席でございますので、守口市都市計画審議会条例第6条の規定により、今回の会議は成立しております。</p> <p>それでは、まず初めの1つ目の案件であります、会長の選出に入らせていただきます。</p> <p>会長は守口市都市計画審議会条例第5条第1項で、第3条第2項第1号に掲げるもののうちから、委員の選出により定めとなっております。この第3条第2項第1号に該当する委員といいますのは、お手元に配付しております都市計画審議会委員名簿のうち、左端の欄に学識経験のある者と明記してある方々でございます。</p> <p>それでは、会長選出につきまして、ご意見をお伺いいたしたいと思っております。</p>

西口委員	<p>が、ご意見ございませんでしょうか。</p> <p>岡山委員にお願いしてはどうかと思います。皆さん、いかがでしょうか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
江端会長代理	<p>ただいま西口委員のほうから岡山委員ということでご発言いただきました。そして、異議なしということでご了解をいただきましたので、ただいま岡山委員に本審議会の会長としてご就任いただくことを決定いたします。</p> <p>岡山会長、お手数ですが、会長席にご移動をお願いします。</p>
岡山会長	<p>ただいま、会長としてご指名いただきました岡山でございます。よろしくお願いたします。</p> <p>これまでも、この職についていましたが、もう一度、気持ちを新たにして、今後も守口市の発展、より良いまちづくりに尽力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。</p> <p>それでは、以後の進行を務めさせていただきたいと思っております。</p> <p>早速ではございますが、2つ目の案件、付議第48号、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（守口市決定）について、まずは事務局のほうからご説明をよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、付議第48号、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（守口市決定）についてご説明いたします。</p> <p>まず、今回の変更に至った経緯についてご説明いたします。本市では、毎年5月から6月にかけて、本市農業委員会の発行する機関誌「農業委員会だより」を通じて生産緑地地区の追加指定の募集を行っており、今回、農地所有者より追加指定の申請がございました。この農地について、指定要件を市が審査した上で、適当と認められるため、当該区域を追加しようとするものです。</p> <p>スクリーンまたは議案書1ページをご確認ください。計画書を示しています。計画書の内容ですが、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（守口市決定）、都市計画生産緑地地区を次のように変更する。名称が南寺方21、位置が守口市南寺方東通4丁目地内、面積が約0.04ヘクタール、小計1地区約0.04ヘクタールの変更です。なお、名称、大久保1、ほか54地区、約9.55ヘクタールは変更ございません。変更後の生産緑地の合計は、56地区、約9.59ヘクタールです。位置及び区域は、計画図表示のとおりです。</p> <p>議案書の4ページをお開きください。また、スクリーンでもお示ししております。変更理由でございます。本市の市街化区域内のすぐれた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環</p>

境の形成に資するため、本案のとおり生産緑地地区を変更するものです。

スクリーンに計画図を表示しております。なお、議案書5ページでもご確認いただけます。今回の変更箇所が、画面の赤色で示している箇所になります。

新旧対照表でございます。議案書の7ページ、またはスクリーンをごらんください。今回の追加指定の申請がありました生産緑地地区、南寺方21は、位置、守口市南寺方東通4丁目地内にあり、面積は約0.04ヘクタールです。南寺方21は指定要件を満たすことから、変更理由、都市計画決定権者の判断により追加します。なお、変更地区は、この1地区のみです。変更後の生産緑地の全体の合計は、56地区、約9.59ヘクタールです。

スクリーンをごらんください。現況写真を示しています。また、議案書9ページ以降にも写真があります。赤線で囲まれている箇所が、今回申請のありました区域です。

同じく、現況写真です。今回、申請のありました南寺方21の東側にあります、既に指定している生産緑地地区、南寺方2とあわせて一体的な農地が形成されている様子が確認できます。

最後に、この変更に当たり、大阪府に協議をした結果、異議なしと回答いただいております。また、都市計画変更の案を、住民及び利害関係人に2週間縦覧いたしましたところ、意見書の提出はございませんでした。

以上で、付議第48号、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（守口市決定）について、説明を終わります。

岡山会長

ただいま、本議案につきましての説明が終わりましたが、皆様方のほうで何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

この生産緑地の指定の案件は、平成4年に指定されてから都市計画審議会で長く続いている案件で、指定は都市計画法ではなくて生産緑地法という法律に基づいて手続が進められます。

ただ、都市計画図に表記されているようなその地区の区域については都市計画として決定するというものなので、この案件につきましては大阪府の意見聴取、それから2週間の案の縦覧を経て、この審議会で最終的に決定しようというものです。承認されましたら、都市計画図の表記の変更ということになります。

また、生産緑地は廃止という議案が多いのですが、今回は珍しくといえますか、やはり生産緑地の規模が条例で小さく面積が引下げになりましたので、この0.04ヘクタールという面積の生産緑地の追加指定が申請可能ということになりました。

ですから、一覧表を見てもらうと、ほとんどが0.05ヘクタール以上です。今回は一番小さな面積で、隣接する生産緑地と一体に利用されているので、単独の地区らしい箇所ではないのですが、そういう申請を受けたということです。

まちの中に緑地やオープンスペースがあるということは、緑化の視点からもまちが豊かになりますし、防災上も役立つということですので、追加申請は、まちづくりとしてはありがたいのではないかというふうに思います。

では、ご意見、ご質問ないようですので、これで承認していただくということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

岡山会長

異議がないということですので、この案件につきましては承認されたということで、移りたいと思います。

次の案件は、最後3番目として、都市計画マスタープラン等に関する報告が事務局からあるというふうに伺っておりますので、まずはその報告の説明を事務局のほうでよろしくお願いいたします。

事務局

では、都市計画マスタープランの改定について、説明させていただきます。お手元の3枚つづりになっておるカラーの資料にも同じものを、スライドと同じものをお配りしておりますので、スライドか、その資料をご確認いただけたらと思います。報告の都市計画マスタープランの改定について、説明させていただきます。

改定の必要性としまして、大きく3つ上げております。

1つ目としまして、現行の都市計画マスタープランの策定から、おおむね10年が経過しておることが上げられます。現行の策定年次は平成24年9月となっており、計画の目標年次が令和4年、2022年となっております。

2つ目としまして、第6次守口市総合基本計画の策定が上げられます。現在、策定中となっており、年度内の策定が予定されております。

3つ目に、東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針が、令和2年10月に改訂されたことが上げられます。いわゆる区域マスと呼ばれており、前回の都市計画審議会でご確認いただいたものとなっております。

次に、都市計画マスタープランの位置づけについて説明させていただきます。上位計画としまして、第6次総合基本計画、また先ほど説明させていただいた区域マスを上位計画としており、その上位計画に即する形で都市計画マスタープランが位置づけられております。都市計画マスタープランには、立地適正化計画を含んでおり、都市計画マスタープランに即する形で土地利用、都市施設、市街地開発事業が行われることとなっております。また、市のほかの関連計画とも整合をとり、また主要な事業についても整合をとることとなっております。主要な事業としましては、大阪モノレールの南伸、中間駅に関することであるとか、豊秀松月線の整備事業などが上げられます。

本市を取り巻く社会情勢の変化について説明させていただきます。大きく5点示しております。

まず、人口減少ですが、本市の人口の見通しとしまして、昭和46年の6月、

18万8,000人をピークとして減少傾向にあり、現在では、14万3,000人程度となっております。将来人口を推計すると、計画年度である令和12年には現在より9,000人減少した13万5,000人程度となることが見込まれております。また、年齢3区分の人口推移を見ると、令和12年に向けて0から14歳、15から64歳、65歳以上、いずれの人口も減少傾向となっており、高齢化率に関しましては28%台で推移した後、令和17年度から30%を超え、令和22年には32.4%になることが見込まれております。

2つ目に、ビジネスや生活におけるグローバル化のさらなる進展が上げられます。国内マーケットの縮小に対応して、海外マーケットにビジネスチャンスを見出そうとする企業がさらにふえることなどが要因です。

次に、さまざまなリスクから身を守る自助の重要性の高まりが上げられます。近々発生することが予想される南海トラフ地震や今般影響を及ぼしている新型コロナなどが上げられます。

次に、デジタルコミュニケーション手段の高度化への対応が上げられます。SNSやテレワーク、フリーランスなど働き方が広がっていることなどが上げられます。

次に、持続可能な社会に向けた具体的な行動の必要性の高まりが上げられます。国際社会においては、令和12年を年限として持続可能な開発目標、いわゆるSDGsが上げられております。

次に、本市の主要課題を説明させていただきます。第6次総合基本計画では5点の主要課題が示されており、それを踏まえた形で、都市計画マスタープランにおいても9点の主要課題を示す予定としております。

次に、都市の将来像について説明させていただきます。第6次総合基本計画に即した形で、都市の将来像は「いつまでも住み続けたいまち 守口」にしたいと思っております。第6次総合基本計画には、5つの目標が示されており、その目標と都市づくりの、先ほど説明した都市づくりの主要課題を踏まえた上で、守口市の都市計画マスタープランの目標を4点定めたいと思っております。

続きまして、本市の都市構造を説明させていただきたいと思っております。まちづくりの拠点となる核とそれらをつなぐ軸を基本とした構造となっており、まず都市の拠点となる核としまして都市核では、京阪守口市駅、大阪メトロ守口駅を中心とした守口都市核、大阪モノレール、大阪メトロの大日駅を中心とした大日都市核、また地域核としまして、図でいいますと東部エリアコミュニティセンターというのが右のほうにあると思っておりますが、を中心とした地域核と、土居駅、太子橋駅を中心とした地域核、あと市民保健センターあたりを中心とした地域核の3点を予定しております。自然核としまして、淀川河川公園と鶴見緑地公園を自然核として定める予定としております。

また、それらの核をつなぐ軸としまして、守口都市軸は守口都市核、大日都市核を貫く形での国道1号線、京都守口線を守口都市軸、広域軸としましては大阪中央環状線、国道479号、国道163号、花博通などを示す予定として

おります。また、緑地軸としましては、淀川河川公園を東西の軸として、また淀川河川公園と鶴見緑地をつなぐ西三荘ゆとり道などを南北につなぐ緑地軸として定める予定としております。

次に、まちづくり構想について説明させていただきます。先ほどの課題や目標を具現化する形で、6点の方針を定める予定としております。

1つ目に、土地利用方針としまして、都市構造立地適正化計画を踏まえた適正で合理的な土地利用、土地の有効活用と良好な市街地環境の形成、官民の共同による良好な土地利用の実現を上げております。

次に、2番目としまして、都市施設整備の方針を定めております。道路、公共施設、自転車環境の整備方針や上下水道、河川の整備方針、公園緑地の整備方針を上げる予定としております。特に、公園のストック再編などを記載する予定としております。

3つ目に、環境に配慮した都市形成の方針として、都市環境形成の方針などを上げております。近年、深刻化しているヒートアイランド現象などに対する対策を盛り込む予定としております。

4つ目としまして、都市景観の形成方針を記載する予定としております。歴史文化に伴うまちづくりの方針を記載する予定としております。

5つ目に、都市防災の方針として、災害に強い市街地形成の方針を記載する予定です。東部エリアや大日エリア、密集市街地への対策などを記載する予定としております。

その他の都市整備の方針としまして、安全安心な都市空間の形成方針、住宅、住環境の整備方針、水道、ごみ処理施設、斎場、霊園の整備方針を上げる予定としております。

安全安心な都市空間の形成としましては、豊秀松月線の整備など、また住宅、住環境の整備では空き家対策、ごみ処理施設などでは、広域化が行われておりますので、その内容を記載する予定としております。

次に、立地適正化計画の見直しについて報告させていただきます。まず、改定の必要性としまして、大阪モノレール南伸事業における新駅の設置について上げさせていただいております。2029年開業予定のモノレール南伸事業に当たりまして、守口市、門真市で新駅の設置を、大阪府に要望しております。図面でいいますと、青色のところに商業系の複合エリアができる予定となっており、その隣に新駅の設置について要望しております。

次に、都市再生特別措置法の一部改正を上げさせていただいております。立地適正化計画の居住誘導区域内での防災対策、安全確保を定める防災指針の作成が義務づけられたことから、あわせてこの内容を記載する予定としております。

以上で、説明を終わります。

岡山会長

ただいま事務局のほうから都市計画マスタープランと適正化計画についての改定に関する説明がありました。

西口委員	<p>ご質問等ございませんか。</p> <p>ここで上がっています主要課題は、このとおりだと思うのですが、これからの守口を考えた場合は、「関係人口」、それも考慮していいでしょうか。今、人口減は、回避できない傾向なので、そこで人をふやす方法ということで、最近、関係人口を増やすという1つの方法が出ていますので、守口でもお考えいただければどうかと思っています。</p>
岡山会長	<p>ありがとうございました。先ほどの説明にありましたように、現在、第6次の総合基本計画を策定中です。来週、12月4日に第5回の審議会が開かれて、ほぼ、そこで内容が固まるのではないかなと。その後、手続きはいろいろあるのですが、総合計画の内容としては、もうそこで決まるのではないかなということです。そこでも先ほどの説明でありました「いつまでも住み続けたいまち 守口」というのがコンセプトになっていて、いかに人口を増やすか、または、人口を増やすとまではいかずとも維持して、ふるさとのような気持ちを持ってもらって、いつまでも住み続けるということで、総合計画の案の内容を検討しています。それを受けての都市計画マスタープランになりますので、その方向でマスタープランの内容も検討されるのではないかなというふうに思っています。そして、その都市計画マスタープランの案については、都市計画審議会で検討するということになっております。</p> <p>ほかに、質問等ございませんでしょうか</p> <p>一応、今のマスタープランの目標年次が来年、再来年になっています。現在、先ほど言いました総合基本計画の改定が進められているということと、それから都市計画区域といまして、大阪府が4つの計画区域に分かれています。守口市があるのが東部大阪都市計画区域ということで、分かりやすくいうと淀川と大和川の間に挟まれたエリアで、そして大阪市と河内地域が分かれています。大阪府を除く大阪市の東部にある大阪府下の都市計画区域ということで、その区域マスタープランというのが大阪府決定で決められていてその改定も行われるということです。この改定を受けて守口市都市計画マスタープランを、それから立地適正化計画をどうしていこうかということが来年、再来年検討されるということです。</p> <p>先ほど西口委員がおっしゃっていたように、人口については、日本全国で全体的に減少していて、これから人口が増えていくということではありません。ただ、子育て支援であるとか、見守りの実施など守口市が行っている施策が功を奏して、割とヤングファミリーが増えてきている。そして、そのヤングファミリーがほかのエリアに流れないように、ここに住み続けてもらうというような、そういう方向性を持っている、総合基本計画が今、つくられていますので、それに即して、どう空間的なものを整備していくかというのは、都市計画マスタープランの役目で、現在のマスタープランに従って即されたような形で、事業が実施されていく。それから、市役所跡にもほぼ計画</p>

事務局	<p>が決定しましたので、その計画に従って実現していくということです。今のお話のようにマスタープランに従って、目に見える形で事業や施策を展開していくことと思いますので、そのような方向性で次のマスタープランも計画していったらどうかと思います。</p> <p>事務局のほうから1点、先ほどの事務局からの説明で不足する部分を、私のほうから補足させていただきます。</p> <p>現在の都市計画マスタープランの目標年次は令和4年と先ほどご説明させていただきましたが、今、委員長からもお話ございました、今回、市の最上位計画でございます第6次守口市総合基本計画の見直し、改定、及び大阪府の区域マスタープランの改定と合わせて、今回、都市計画マスタープランを改定しようと考えておりました、現在、本日の大きな方向性についてのご意見を頂戴いたしました後に、今年度中の改定を現在、予定しておりますので、また本日いただきましたご意見を踏まえて、庁内での作業を速やかに進めさせていただいて、最終的には、今年度中の改定をさせていただきたいと考えております。</p> <p>以上、補足です。</p>
岡山会長	<p>目標年次、2年後って言ったんですけど、もう前倒しで。改定されるのは前倒しでいくということなんですね。</p>
事務局	<p>先ほど、説明させていただいた部分で、一応、計画策定当時の目標年次が10年となっておりますが、この総合基本計画、特に市の大きい上位計画の改定と合わせて、同じ方向を向いた形での基本的方針を定めるという意味で、今年度中の策定を予定しております。</p> <p>以上でございます。</p>
岡山会長	<p>失礼しました。改定作業は前倒しということで。</p>
平井委員	<p>今、説明いただいた状態でマスタープランの変更とか、あるいは新たな計画を作られることなど文章的には見たのですが、今、市民が一番不安がっているのは、例えば京阪土居地区とか、あるいは守口駅前地区とか、どういうまちに、どういう絵になるのかということが、全く市民は分かっていない、分からない。そんな中、このような文章で案や市の考えていることを提示されて、「ホームページにも掲載していますから」というようにされたのでは、やはりホームページをしっかりと見られないお年寄りも随分おられるわけですから。「守口は一体どのようになっていくのか」というような内容で、私は意見聞くわけです。今後は、都市計画マスタープランにしる、あるいは同様の計画にしる、もう少し市民に分かりやすいように絵をもって提示してほしい。「こういうまちにしたいんですよ」、「こういう守口市になるんですよ」</p>

岡山会長	<p>という、はっきりした明示、そういうことを私は行政側に望んでいます。</p> <p>確かに、「ホームページ見てください、それで分かりますから。」という説明では、あまりにも心が無い。「こんなまちに住んでいけるんだな」というね、次の世代を育てる大きな役割があると思うので、もう少し絵を見せてあげられないかと思うのです。そうすることで、小さい子供たちにもまちを引継いでいける。</p> <p>以上です。</p> <p>分かりました。ただいま平井委員のご発言を受けて、審議会の要望としてご意見を上げさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは、ほかにご意見、ご質問ございませんので、今回の報告案件につきましては、計画審議会において、先ほど平井委員の発言にもありましたように、そのご意見の趣旨を市長に答申させていただきたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>それでは、本日の全ての議事が終わりましたので、令和2年度第2回守口市都市計画審議会を終了したいと思います。</p> <p>なお、本日の署名委員には、池嶋委員と、それから杉岡委員にお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、本日はどうもありがとうございました。</p>
------	---